



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和7年9月17日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.53

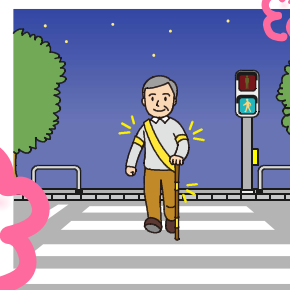
みんなでマナーモラルルール

歩行者横断四箇条

- 1 横断歩道がある場所の付近では、その横断歩道を横断しなければなりません。
- 2 斜めに道路を横切ってはいけません。
- 3 車の直前・直後を横断してはいけません。
- 4 標識によって横断が禁止されている道路の部分で横断してはいけません。



「歩行者横断禁止」の標識



上記四箇条と併せて↓↓↓



「ハンドサインでストップ運動」推進中！！



信号機の設置のない横断歩道において、歩行者とドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践することにより、歩行者の安全確保し、重大事故の抑止を目的とする運動です！！

ありがとう！！

お先にどうぞ！！

- 横断歩道の手前で停止したドライバーと目を合わせ、感謝の気持ちを伝えましょう！！
- ドライバーから見えやすいように、明るい服装と反射材を着用しましょう！



渡ります！

- 横断しようとする歩行者に対し、「お先にどうぞ！！」と手で合図をしましょう！！

- 横断する前に車が来てないか左右の安全確認をしましょう！
- 横断する際は、手で合図して、横断することを伝えましょう！
- 車が止まっても左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう！
- 横断中も、他の車が接近していないか注意を払いましょう！！

いつも心に安全運転！！



● ● ● 北見方面紋別警察署 ● ● ●